

ALPS処理水の処分に関する基本方針の 着実な実行に向けて

令和 3 年 4 月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

1. 関係閣僚等会議の設置について

- ◇「ALPS処理水の処分にに関する基本方針」（令和3年4月）に定めた対策について、政府一丸となって、スピード感を持って、着実に実行していく。
- ◇更に、自治体や漁業者を始めとする事業者、消費者など影響を受け得る方々の声をしっかりと受け止め、機動的に、必要な追加対策を検討し、実行していく。

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

令和3年4月13日 ALPS処理水の処分方針を決定

設置

ALPS処理水の処分にに関する基本方針 の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

(実行会議)

議長：内閣官房長官

副議長：経済産業大臣 事務局長：経済産業副大臣

構成員：内閣官房副長官、他関係省庁大臣

1. 基本方針に定めた対策を着実に実行
・進捗のフォローアップ

2. 自治体・事業者等の影響確認

3. 新たな課題の抽出

4. 追加的な対策の検討

報告・調整

連携

風評対策タスクフォース
(復興大臣、関係省庁)

モニタリング調整会議
(環境大臣、原子力規制庁、関係省庁)

東京電力

原子力損害賠償紛争審査会
(文部科学省)

2. 当面取り組むべき措置①

◇基本方針に定めた対策について、進捗を丁寧にフォローアップ。

1. 風評影響を最大限抑制するための処分方法・モニタリング等

関係省庁	対応
経済産業省 農林水産省	○ 風評影響を抑制する処分方法の徹底 → 復興に向けた農林水産業者の努力の妨げにならないため、安全を最優先に、地元を始め、消費者の方々の不安を解消するよう、放出するトリチウムの量が最小限になる処分方法を継続的に検討するとともに、そのような処分方法を徹底するよう東京電力を指導する。
外務省 農林水産省 経済産業省 環境省 原子力規制庁	○ 客観性・透明性の高いモニタリングの実施 → モニタリング調整会議の下、関係省庁で連携して、漁場や海水浴場等において、新たにトリチウムに関する海域モニタリングを実施し、科学的・客観的なモニタリング結果を発信する。 ○ 国際的な基準の厳格な遵守 → 公衆や周辺環境の安全を確保するため、国際的な基準を遵守するとともに、これを発信する。 ○ 外国の分析機関との相互比較 → データの信頼性を確保するため、国際原子力機関（IAEA）の協力を得て、外国の分析機関との相互比較を行い公表する。こうした取組により、日本の分析機関のモニタリング手法を含む分析能力の客観性・透明性を高めるとともに、これを発信する。

2. 当面取り組むべき措置②

2. 風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成等

関係省庁	対応
復興庁	○ 国内外への情報発信の強化 → 風評影響を最大限抑制していくため、処理水処分に係る安全性についての国内外への理解醸成に向け、科学的な根拠に基づく分かりやすいコンテンツを作成し、インフルエンサーも登用しつつ、様々なメディアを活用することで効果的な情報発信を展開する。 → 市町村等による、創意工夫を凝らした地域の魅力向上・発信等による風評払拭に資するための取組を新たに支援。 ○ 風評対策タスクフォースの活用 → 「風評対策タスクフォース」等を通じ、関係省庁との連携を強化する。 ○ 外国人向けポータルサイトの活用 → 外国人向けポータルサイトをフル活用する。
厚生労働省	○ 食品中の放射性物質に関する情報発信・意見交換 → 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果をホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。 → 関係省庁と連携し、全国各地で食品中の放射性物質に関する意見交換会を継続。
環境省	○ 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の活用 → 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を活用し、国内外への科学的知見の発信を行う。 ○ 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの活用 → 被災地の地元住民等に向けて、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを活用し、車座などの機会を通じて、放射線による健康影響への不安に対応する。

2. 当面取り組むべき措置③

2. 風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成等（続き）

関係省庁	対応
外務省 経済産業省 農林水産省	○ 関係国・地域及び国際機関への情報発信 → 国際社会に対する透明性を確保するため、国内外（在外公館も含む）で関係国・地域及び国際機関に向けた説明・情報発信を継続・強化。 - 在京外交団及び外国報道機関への説明会 - 東電福島第一原発の廃炉に係る毎月の外交団及びIAEAへの状況共有 - IAEAやOECD/NEA等の国際機関が開催する様々な国際会議の機会を捉えた説明
外務省 経済産業省 原子力規制庁	○ IAEAによる国際的なレビューの実施 → 国際社会に対する透明性を確保するため、ALPS処理水の処分に係る放射線安全等について、IAEAに国際的なレビューを要請。

3. 風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策

関係省庁	対応
農林水産省	○ 風評被害が生じるおそれがある地域における収益性向上支援 → 風評被害が生じるおそれがある地域における漁船漁業の漁獲量回復や養殖業協業化促進による収益性向上の取組等への支援を行う。 ○ 風評被害が生じるおそれがある地域における水産関係共同利用施設の整備支援 → 荷捌き場等の共同利用施設の整備支援を行う。 ○ 農林水産業再生に向けた風評払拭の総合的支援 → 福島県の農林水産業の再生に向けて、GAP認証や水産エコラベルの取得、海外を含む農林水産物の販路拡大と需要の喚起、高付加価値化によるブランド力の向上等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援する。 ○ 水産物の販売加速化支援 → 福島県及び近隣県の水産物の販売加速化に向けて、多様な販売ルートの開拓に向けた支援を行う。

2. 当面取り組むべき措置④

3. 風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策(続き)

関係省庁	対応
経済産業省	○ 公益社団法人福島相双復興推進機構による支援 → 福島県における流通のボトルネックを解消するため、公益社団法人福島相双復興推進機構が、浜通り地域等の15市町村の水産関係の仲買・加工業者等を新たに支援。 ○ 被災地域への域外からの消費呼び込み支援（中小機構、JETRO等関係機関の活用） → 浜通り地域等15市町村に域外からの消費を呼び込むため、新たに、①福島県への来訪、②来訪者に対する販売促進、③ECサイトや福島産品の販路開拓、④商品開発や海外展開、等を支援。 ○ ALPS処理水の処分に伴う風評影響実態調査の実施 → ALPS処理水の処分に伴い風評影響を受ける可能性がある福島県や隣県の産業について、流通実態や風評影響を調査。
国土交通省	○ 福島県における観光復興の促進支援 → 福島県における観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づき実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査といった取組を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。 ○ 福島県への観光客の誘致促進支援 → 観光関係の様々な支援メニューを活用して福島県への観光振興を図るため、風評を払拭しつつ観光客を誘致するための取組を支援する。

2. 当面取り組むべき措置⑤

4. 風評被害が生じた場合の対策

関係省庁	対応
文部科学省	○ 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解の仲介 → 被害者が、東京電力に直接賠償を請求して和解することが困難な場合などには、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解の仲介を利用していただく。 ○ 原子力損害賠償紛争審査会での調査・審議 → 風評影響を最大限抑制するための対策を講じてもなお、ALPS処理水の放出後、東電福島原発事故に起因する原子力損害に当たる風評被害が生じた場合には、原子力損害賠償紛争審査会で必要に応じ調査・審議を行うことを検討する。
経済産業省	○ 被害の実態に見合った必要十分な賠償／賠償方針等の提示 → 万全の対策を講じてなお、風評被害の発生が確認された場合には、セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応するよう、以下の観点から東京電力を指導。 － 賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。 － 処分開始までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等について、丁寧に説明し、理解を得ること。 ○ 風評の影響の合理的かつ柔軟な推認 → 客観的な統計的データの分析等により風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、損害に関する立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく対応すること。

(参考) ワーキンググループの設置

◇風評の影響を受けうる方々の状況や課題を随時把握するため、実行会議の下に、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループを新設。

◇ワーキンググループの役割は、以下の通り。

- ①：自治体・各業界などへのヒアリングの実施（現地訪問も含め、複数回）
- ②：有識者・専門家への意見聴取やアンケート調査
- ③：上記をとりまとめた上で、対応すべき課題や必要となる対策を実行会議へ報告

ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた 関係閣僚等会議（実行会議）

議長：内閣官房長官

構成員：経済産業大臣（副議長）、内閣官房副長官、関係省庁大臣、
経済産業副大臣（事務局長）、原子力規制委員長

ワーキンググループ

座長：**経済産業副大臣**

（主な対応事項）

構成員：関係省庁（副大臣以下）

- ・ 実行会議の対策検討に向けた調査
- ・ 調査結果を踏まえた素案の検討 等

3. 今後の進め方と主なスケジュール

- ◇まずは、自治体や各業界に対して、基本方針の内容について丁寧に説明。
- ◇5月以降順次、ワーキンググループを開催、ヒアリング等を実施。直近に対応すべき課題を整理。
- ◇更に、消費者等の状況の確認も進め、年内を目途に中長期的な取組みの行動計画を策定。

主なスケジュール

令和3年4月16日 **第1回実行会議（今後の進め方の確認・論点整理）**

→ 自治体や各業界に対して、基本方針に関する説明を徹底。

5月以降順次 **ワーキンググループ（関係者からヒアリング）**

※ヒアリング対象者の数に応じて複数回開催。

※ヒアリング結果は、風評対策タスクフォース等とも連携し取りまとめ。

夏頃 **第2回実行会議（課題の抽出、当面の対応の整理）**

※ワーキンググループや風評対策タスクフォース等の調査や議論を踏まえ、課題を整理し、必要な対策の中間取りまとめを実施。順次対策を追加。

令和3年内 **第3回実行会議（放出後も含めた「行動計画」の策定）**

※以降、定期的に進捗管理や追加対策の検討。